小中学校のバリアフリー化に関する事業について　施設課

資料5-1

1. 建築物のバリアフリー基準

大阪府内において、基準適合義務の対象となる建築物を新築・増築・用途変更等をする場合、用途・規模に応じ、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例で定める基準(移動等円滑化基準)に適合させる必要があります。なお、大阪府福祉のまちづくり条例は、建築物に関して、バリアフリー新法よりも対象用途の追加・規模の引下げ・基準の付加を行ったものです。

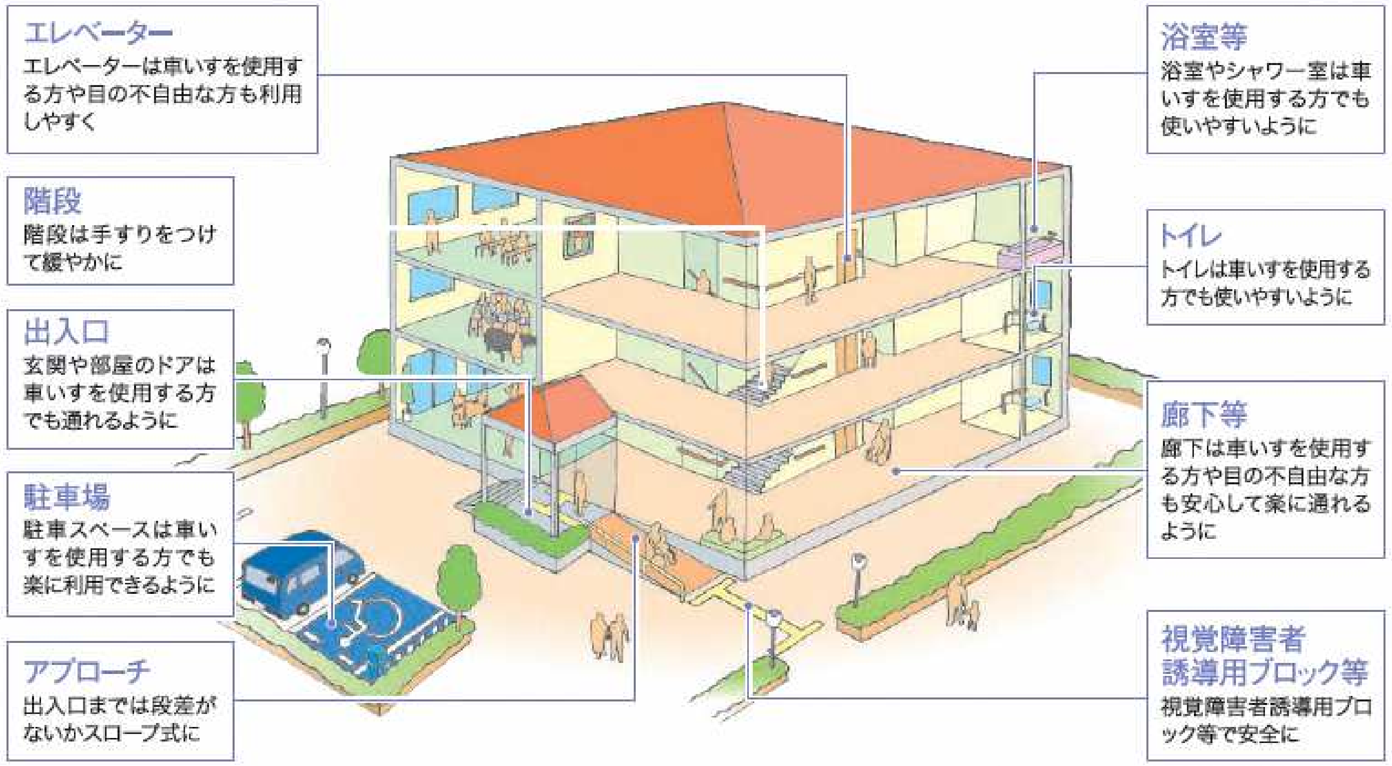

出典)「バリアフリー新法の解説(国土交通省・警察庁・総務省)」パンフレット

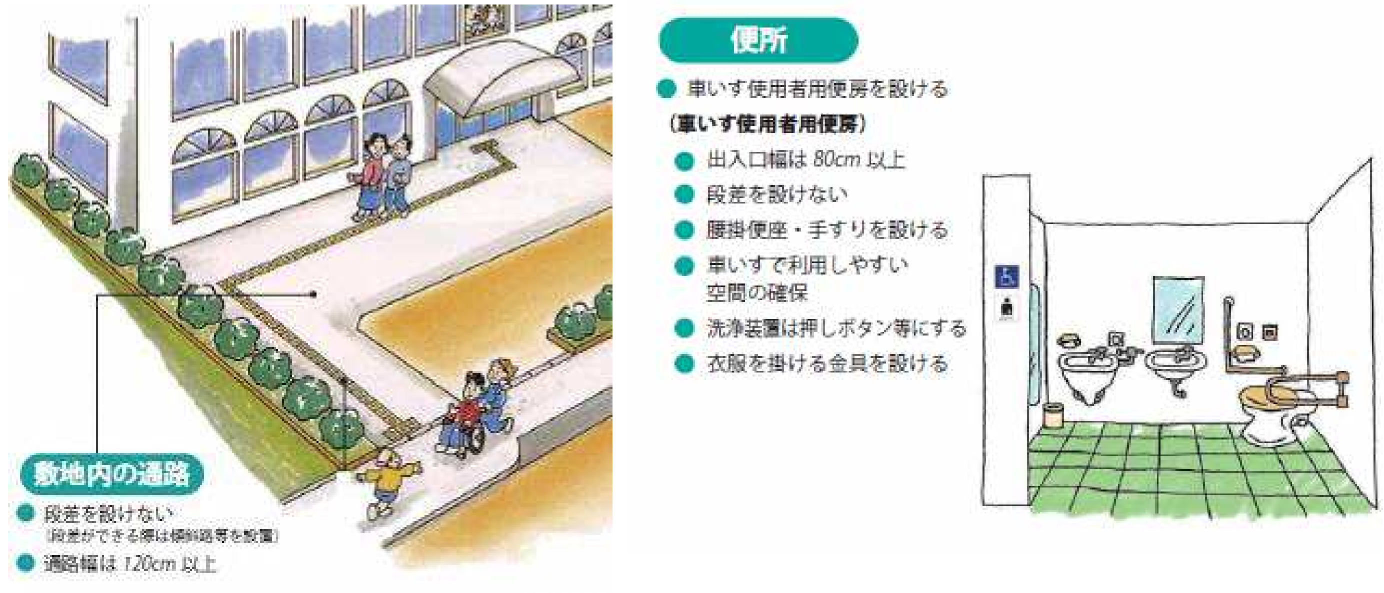

出典)「大阪府福祉のまちづくり条例」パンフレット

図. 建築物のバリアフリー化のイメージ

2. 令和3年度(2021年度)の実績

北丘小学校

●エレベーターの設置とトイレを改修工事しました

エレベーターホール

女子トイレ

男子トイレ

新たにエレベーターを設置しました

身長による制限の少ない小便器を設置しました

寺内小学校

●多機能トイレを設置しました

多機能トイレの出入り口

男子トイレ

身長による制限の少ない小便器を設置しました

多機能トイレ

新たに多機能トイレを設置しました

小中学校のバリアフリー化に関する事業について　施設課

資料5-2

克明小学校

●体育館のトイレを改修工事しました

車椅子使用者が通りやすいように通路を拡幅し、扉を引き戸に改修しました

トイレ出入り口付近

多機能トイレ

手洗い

女子トイレ

男子トイレ

3. バリアフリー化の進捗状況

令和4年(2022年)3月末時点

		小学校	中学校
エレベーター設置工事	実施数／総数	34校/41校	16校/17校
	実施割合	約82%	約94%
多機能トイレ設置工事	実施数/総数	35校/41校	10校/17校
	実施割合	約85%	約58%

4. 令和4年度(2022年度)の予定

	小学校	中学校
エレベーター設置	箕輪小学校	
多機能トイレ等の設置		第九中学校